

松江市告示第 47 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 58 条の 6 第 1 項の規定による同法第 30 条の 11 第 1 項の確認の辞退があったので、同法第 58 条の 11 第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 1 月 29 日

松江市長 上 定 昭 仁



設置主体	施設名	所在地	確認を辞退する年 月日	確認を辞退する 子ども・子育て 支援施設の種類
社会福祉法人 しらゆり会	しらゆり千鳥 保育園	松江市北田町 188 番地 3	令和 6 年 1 月 1 日	一時預かり事業